

令和7年度第2回〔第9期目第4回〕  
松島町入札監視委員会

令和8年1月28日（水）

午前9時30分～午前11時30分

（松島町役場大会議室）

令和7年度第2回〔第9期目第4回〕松島町入札監視委員会

---

出席委員（4名）

委員長 赤石雅英  
委員 武田三弘 熊谷哲  
魚橋慶子

---

欠席委員（1名）

委員 松浦健太郎

---

説明のため出席した者

建設課 管理班  
水道事業所 施設班  
教育課 中央公民館

各課長・各班長・各担当者

---

事務局職員出席者

松島町長 櫻井公一  
財務課 課長 安土哲  
財政班 班長 熊谷直美  
財務班 主査 沼下祐幸  
財務班 主査 武田悠杜

---

委員会次第

令和8年1月28日（水曜日）午前9時30分開会

1 開会

2 挨拶 松島町長 櫻井公一

3 審議等

（1）審議案件抽出理由の報告

（2）審議 工事請負契約3件 業務委託契約3件

【工事請負】

- 1) 管7工第012号 小石浜団地他解体工事
- 2) 下7工第004号 公共下水道初原準幹線築造工事
- 3) 上7工第020号 樋ノ沢地内仕切弁設置工事

【業務委託】

- 4) 上7委第160号 二子屋浄水場発生土処分業務委託
- 5) 中7委第165号 地域交流センター他清掃等業務委託
- 6) 管7委第070号 地上デジタル放送無線共聴施設保守点検業務委託

4 閉会

---

本日の会議に付した事件  
委員会次第のとおり

【審議等】

(1) 審議案件抽出理由の報告

○委員長 委員会次第3の審議等に入ります。今回の案件は、工事請負が3件、業務委託が3件となっておりまして、当委員会運営規則により、委員に抽出いただいておりますので、次第3の(1)にあります審議案件抽出理由の報告につきまして、委員にご説明をお願いしたいと思います。

○委員 それでは、審議案件の抽出理由について報告させていただきます。工事については、高落札率の案件や積算価格の内容・妥当性を確認したい案件、合計3件を抽出しております。業務委託については、低落札率の案件として最低制限価格に近い落札のものや高落札率の案件、合計3件を抽出しております。報告は以上となります。

(2) 審議

○委員長 それでは、個別の審議に入りたいと思います。

初めに担当課より説明をいただきまして、その後に質疑応答をさせていただきたいと思しますので、よろしくお願いたします。1番目の担当課の方、説明をお願いいたします。

○建設課 それでは、概要から説明させていただきます。

事業名は、管7工第012号 小石浜団地他解体工事です。事業場所は、宮城郡松島町松島字小石浜23-13ほか1か所です。事業期間は令和7年9月17日から令和8年1月23日までとなっております、令和8年1月19日に工事は完了となっております。

今回の町営住宅の解体に至った経緯を簡単にご説明させていただきます。

今回解体を行いました小石浜団地は、昭和45年建築の木造長屋タイプと、それから愛宕住宅は昭和42年建築の木造戸建タイプでありまして、耐用年数の30年は既に経過しております。

小石浜住宅におきましては、令和6年9月に最後の入居者が退去しまして、戸建ての愛宕住宅は令和5年4月に退去しており、今回の解体に至っております。

本工事は、木造長屋建て7戸の住宅がある小石浜団地1棟、252平米と、木造戸建住宅の愛宕住宅1棟、47平米を解体するものでありまして、条件付一般競争入札で実施しております。

入札参加資格条件及び入札結果について説明いたします。

条件付一般公募入札に伴う参加資格条件は、松島町建設工事執行規則第40条の規定に基づく令和7年度、8年度の一般競争入札参加資格登録簿（解体工事）に登録されている者であること、それから宮城郡、塩竈市、多賀城市、仙台市内に本店または請負契約について本店から委任された支店もしくは営業所を有している者であること、それから経営事項審査結果通知書（解体工事）の総合評点が600点以上であることという条件で、令和7年8月21日に告示し、令和7年8月27日までの期間で公募したところ、5者から応募がありまして、5者で入札を行っております。

入札結果については、5者で入札した結果、予定価格に達しまして、最低制限価格を上回る入札者のうち、最低額入札者が落札したものです。

落札額は880万円、落札率は99.16%です。

続きまして、積算価格の内容ですが、工事費の積算に当たりまして、積算歩掛を宮城県の公共建築工事積算基準書並びに国土交通省大臣官房官庁営繕部の公共建築工事積算基準を参考にしております。単価につきましては、宮城県の労務資材単価等や一般財団法人が発行する物価資料掲載価格を参考に積算しておりますので、妥当性はあるものと考えております。

続きまして、高落札率になった要因としましては、入札に合わせ、落札者から提出のありました本工事内訳書と町が積算した本工事内訳書を比較しますと、本工事費で町の積算額に対し92.1%、共通仮設費、現場管理費、一般管理費の諸経費では128.5%という結果となっております。落札率が99.16%となったものであります。

これについては、現場が市街地で敷地が狭く、かつ住民が居住する住宅に隣接しているなど、現場条件が悪いことから、入札額高止まりの要因と考えております。

以上で説明を終わります。

- 委員長 ありがとうございます。ただいまの説明内容につきまして、ご質問等ありましたらよろしくお願いいたします。
- 委員 入札結果のところ、1位から5位までの順位で金額がついていると思うんですが、落札者がほぼ100%に近い値のところ、その前後を見ますと、最低制限価格にひっかかって失格になったものとか、あと3位、4位は極端に金額が大きい、5位のところにいたっては非常に金額が大きくて、すごいばらつきといいますか、失格になった1位は逆にめちゃくちゃ安いというふうな、ものすごい金額にばらつきが多いというのがすごく気になりまして、落札者以外の見積りというのは確認できるのでしょうか。
- 建設課 各者にととも入札に合わせて内訳書をいただいております。全者を見てみますと、最低

制限価格で失格になった方に関しては、直接工事費に関して町の価格に対して66%程度ということで非常に低く入れてきており、経費については町よりも少し高めという形になっております。逆に5位の非常に高い金額で入れてきた方に関しては、全体的に他者に比べて見ても高く、直接工事費は百数十%という大きな違いがあり、理由につきましては、積算の中身というか、見積りの段階で、考え方が違っていたのかなとかというふうに町としては考えております。

○委員 非常に高い金額で入れてきた方は、企業としてどうなのかなと思ってしまったところがちょっとありまして、企業としてちゃんとこの入札に臨んでいたのか、そうじゃなくて適当に、忙しいからというような感じでやってしまったのか、何らかのミスがあったのか、よくわからないんですが、事業者側に対してちょっとどうなのかなと思ったのが1点。

あとは、落札者以外ですと、最低制限価格で失格になったところ以外は結構金額が高めになっているんですね。やっぱり物価高騰とか、人件費も上がってきているというようなところで、松島町の積算は、先ほど宮城県や国交省の基準を参考にしているということはお聞きしたんですけども、それよりも物価のほうが上回ってきているのかなというふうな懸念もあるんですが、その辺はいかがですか。

○建設課 令和7年度ですと、国や県からも通知があったんですけども、物価がその時点で結構上がっていて、一度6%程度労務費等が高くなっていますよということで、それに対する対応は取らせていただいております。資材に関しても、どうしても日本の物価自体が上がってきており、全体的に金額が上昇している傾向が多く見られるところであります。

あと、今回5位の非常に高い金額で入れてきた方に関して、結構大手グループの企業なんですけれども、松島町の工事に初めて入札されて、入札に不慣れだったようで、入札保証金を今回いただいているんですけども、保証金額を上回る金額で入札されたということで、少し不慣れだったのかなということでこちらのほうでは考えております。

○委員 もう一つだけ、よろしいですか。産業廃棄物の数量の上限一覧ということで、この有価物の量がいろいろ変わっているんですけども、解体をしたときに出てくる金属とか、お金の換価できるものというのはどのような扱いになっているのかということがよくわからなかったんですが、企業のほうで勝手に壊して、得られた金属などの有価物を企業が売って企業の利益になるのか、いや、それは松島町のほうに戻さなきゃ駄目なのかとか、そこら辺、すみません、よくわからなかったので、教えていただきたいんですけども。

○建設課 公共工事、解体以外も含めてそうなんですけれども、解体する建物等に関しては町の財産なので、そこで出た有価物に関しては、工事の中で精算していただいて、今回で言えば有

価物を売ることによって発生したものは工事の中で相殺させていただいております。

○委員長 他に何かございますか。

○委員 人件費が会社によって違うとかというわけではなくて、工種によってそれぞれ慣れていないとか慣れているとかそういう要因だけで入札額の違いが説明できるということでしょうか。

○建設課 公共工事に関して、労務費に関しては県で公表しているもの、あと一般財団法人の物価資料の中にも標準的な労務に関しては出ているところですが、会社さんによっては事業規模によって考えている給料に違いもあるので、見積りの中ではそれを標準に考えるか加味するかというのは、経費だったり、上乘せしたときにどこまで見れるかということで、で考えているのかなというふうに思っております。

○委員長 あと、変更があったようですけれども、変更理由書を見ますと、有価物が当初、特に鉄、0kgだったのが1トン出てきたという。アルミも120kgの見込みが280kgという、何でこんなに見込みと違うのか。結果的には有価物だから、その分工事業者さんがプラスになるから、その部分を変更後は工事の内容を少なくし、減工にしたということですよ。

○建設課 はい。

○委員長 変更契約書を見ますとですね。それで値段は変わらずというふうにされたようですけれども、まずここで有価物の見積りが大幅に違った理由と、あと、減工にしても問題なかったのかどうか。減工にするぐらいだったら当初からそこまで要らなかったんじゃないのというような気もするので、その辺についてどうお考えなのか、お聞かせください。

○建設課 有価物の考え方としましては、監督員が建物に入っている鉄とかアルミニウムが露出している部分について積算しております、結果的にアルミだと思っていたのが鉄だったとか、そういうふうな変更があり、この重さ換算だとマニフェストによって数量が出て初めてわかるので、それに内容を変更したというのが経緯であります。

立ち入り防止柵等の減工につきましては、当初小石浜住宅の敷地全部を囲う計画だったんですけれども、隣の家屋の部分が外から入っていけないようなつくりとなっており、外構部分を除いた形の17mを減額して積算したものです。

○建設課 ちょっと補足させてもらいたいと思います。

今回、当初の積算の時点でなんですけれども、昭和40年代ということで、敷地に対しての建物の平面図はあったものの、建築の立面図だったり、詳細がわかる図面とか資料がない状況でした。そこで、一度、土木業者さんとか建築屋さんに見てもらって、それで数量をはじいて、

今回発注に至ったんですけれども、実際、外側だけでは見えないものがありまして、結果、鉄がゼロと考えていたのが出てきたり、有価物の数量がプラスマイナスが出てしまったというのはそういった要因によるところになります。

○委員長 あと、防止柵、これは減らしたんだからその分工事代金が減る。ですよね。でも金額変更していない。変更したのは期間だけですか。

○建設課 それから、敷地の中に、土を掘り下げていくと土間コンクリートが200㎡ほどあることが判明しまして、それも変更の要因で増工として見まして、あとは比較検討の結果、木造のボリュームだったり、あとは廃プラだったり、もう一回変更が、ちょっと増減がありまして、それで相殺するとプラマイゼロだったという形です。

○委員長 うーん…、何かピンとこないんですけども。

○建設課 変更に関してなんですけれども、内容の変更、金額の変更をする前に、初めに工事を進めていく中で、当初の工期では間に合わないことがいろいろ出てきたので、一度工期の変更をさせていただきました。その後、数量が確定したので、内容についてプラスの部分とマイナスの部分がありまして、最終的にそれを相殺するとプラスマイナスゼロということになったような形で変更しています。

○委員 今回、この小石浜団地で、当初なかったアスベストのほうも突然出てきたりとかして、内容がいろいろと変わってきたとは思いますが、金額的にはそれは影響しないんですか。

○建設課 当初からアスベストの見込みは積算の中に入れていまして、昭和40年代の建物で、そういった建物というと大体アスベストが含有されているということで認識していましたので、調査のほうは計上させていただきました。

処分のほうは、その数量が出ない限り処分が出ないので、それについては新たに増工要因として計上しました。

○委員 数量が初めはゼロになっていますけれども、ちゃんと入れていたということなんですか。

○建設課 調査、分析費用は計上しておりました。

○委員 いや、怖いのは、結局壊してからアスベストがあったというほうが、発がん性とかいろいろと問題が今言われていますけれども、その辺、工事をやる前に、もし、あった場合への対応も取られているのかなということがちょっと気になったところです。

○建設課 石綿調査という形で、分析調査が一式4万2,000円、当初から計上していまして、

建屋ごとに石綿調査というのは計上しております。

○委員 対応しているということですね。

○建設課 はい。

○委員 わかりました。

○委員長 あと、何かございませんか。

じゃあちょっと私のほうから。

結果的に、応札者は5者出たけれども、落札者は松島、それ以外は松島以外。結果的に松島の方が落札したというふうになると、痛くない腹をさぐられるというか、落札率も99%ということもあるし、そういう疑いをちょっと持たれるような事案なのかなという気がいたします。

あとは、経審のランクが落札者は一番低いんですよ。一応参加資格は満たしているけれども。だから、何かそれも含めて、そういった疑いがあるんじゃないのかというふうに疑われることがあるので、そういったところ、ちゃんとそんなことはないというような、説明できる体制を整えておいたほうがいいかなと、老婆心ながらそんな気がしたんですけれども、何かこの辺についてはありませんか。

○建設課 今回の解体工事は、金額が500万円以上ですので、条件付一般競争入札で、町の基準ですと松島町内だけじゃなくて2市3町、仙台市まで、全体で141者ほどいるということですが、結果的に町内の業者さんにはなったわけなんですけれども、そういう意味では、きちんと正当に、基準にのっとって公募をして、入札した結果だったのかなというふうに考えております。

○委員長 あくまでも一般論として、仙台に事業所があつて、そこで人夫さんを集めて、こっちまで来るのに30分ぐらいかかっちゃうので、そういう、宿泊費・交通費はどうかかわからないんですけれども、コストが高くなる要素が松島町外だとありますよね。そういう意味では、コスト競争力が落札者は強かったということは言えるんだろうと思うんですよ。ただ、それは口では言えるんだけど、じゃあそれが積算の内容を見てこうだというふうなところが言えるといいんですけれどもね。何かそんな気がしますけれども。

はい、いいです。これは別に指摘というわけではないので。

○委員 私もその点でちょっと気になっていたことがちょっとあつて、工事の発注事業一覧表があるじゃないですか。工事のほうで23件中7件が今回の落札者なんですよね。ここだけがすごく突出して取っているというところで、落札率も結構高めといえば高めが多いかなという感じもして、ただ、委託のほうだと逆に112件中の2件しか取っていないということで、仕

事の内容が違うので、確かにそうだなとは思いますが、ちょっと多めなのかなというところはやはり気になって、ただ、例えばライバル社みたいなものが今入札停止中とか、そういう何か理由があるのかどうなのかなと思って、ちょっとそれもお聞きしたかったですけれども、そういうわけでもなく、地元だからちょっとそういう意味では安く強くできたのかなということなんですかね。委員長と同じように、少しほかよりは多いなというのを感じてしまったというのが正直な意見です。この辺、何か思うところがもしあれば。

○建設課 土木一式で登録されている業者は複数あるが、1者は廃業というか、会社をやめた業者がおり、昨年よりも1者減っています。

あと、町外から来てしまうと、現場事務所を新たに建てたりであるとか、交通費等の分ではどうしてもかかってしまう部分もありますし、逆に町内の方であればその部分が抑えられるという点では、どうしても町内業者の方のほうへ少し優位に働くのかなということでは考えております。

○委員長 そんな大きな問題みたいなものはない形ではやられているんだけど、特にこの案件については、1位のA社さんは580万円という、要は最低制限価格を下回ったので失格。でも、それはおかしいのではないかという感じもするわけですよ、そもそも。経審の点数はA社さんのほうが高いしね。だから、もっと、何ていうのかな、不運といえば不運だよ、最低制限価格をちょっと出たぐらいで、700万円ぐらいで入れてくれれば取れたのに、ちょっと安過ぎましたねという、結果的にはそうなるんだろうけれども、何かちょっとすっきりしないところですね。積算価格の妥当性も含めて、そんな気がちょっとする案件でした。

いずれにしても、何か誰かから言われたときに答えられる準備をしておいたほうがいいのかあというふうには思うんですね。

他、何かございませんか。

○委員 特にないです。私が見た感じでは、適正にされているかなというふうな感じはしました。

○委員長 質問等ないようですので、本件については以上とします。ありがとうございました。

では、次の案件に進みたいと思います。よろしく申し上げます。

○水道事業所 それでは、ご説明させていただきたいと思います。審議番号2番でございます。

事業名が下7工第004号公共下水道初原準幹線築造工事で、高落札となった理由・要因と変更契約の理由・内容の確認を求められている案件となっております。

事業概要につきましては、下水道未普及地区の解消に係る公共下水道初原準幹線築造工事と

して、施工延長 41 m、硬質塩化ビニール管敷設工 40 m、組立て式 1 号人孔設置工 1 か所、小型マンホール設置工 1 か所、附帯工一式を施工するものであります。

入札参加条件といたしましては、松島町に本店または請負契約について本店から委任された支店もしくは営業所を有している者であること、土木一式の総合評定値が 400 点以上の者であることとし、松島町土木一式の入札参加資格登録をしている業者 8 者を全て選定しており、指名競争入札で発注したところ、8 者のうち 3 者の入札参加があり、入札を実施しております。

それでは、高落札となった要因につきましてご説明させていただきたいと思っております。

高落札となった要因につきましては、今回の工事では工法及び材料等は標準的なものの仕様となっております。積算につきましても、官公庁で採用しております下水道用設計標準歩掛表、また積算基準書を使っておりまして、受注者側においても公共工事設計単価、人件費などの公表されているもの、積算ソフトが普及しておりますので、町の予定価格に対し、近い金額が出たものではないかと考えております。

次に、変更契約の理由・内容でございます。

変更契約の理由・内容につきましては、今回の変更契約につきましては、管敷設の埋設深の変更による減額変更を行ったものとなっております。

詳細な変更理由でございますが、試掘を行いましたところ、既設水道管の位置が想定していた位置よりも山側であることがわかりました。当初は、下水管を整備するところとかなり重複するので、この下水管を深く整備していこうと考えていたんですが、歩道内の山側のほうに思った以上に水道管があったことから、下水管はその支障をあまり受けることなく整備できることがわかりましたので、想定の高さよりも浅く整備できるということが判明しましたので、管整備に関する土工を変更しているものでございます。

また、敷設する範囲においては、岩盤が確認されたために、機械掘削の一部を岩掘削に変更しているという内容でございます。

審議番号 2 番の説明につきましては以上となります。

○委員長 ありがとうございます。ただいまの説明につきまして、ご質問等ありましたらお願いいたします。

○委員 変更について、岩盤のほうが土砂よりも工事費が高くなるということですか。

○水道事業所 施工単価としては高くなります。

○委員 今回、入札の業者なんですけれども、結構辞退者が多いなと感じたんですが、年度初めで、5 月の入札ということで、仕事がさあいっぱい来るぞという時期にもかかわらず、辞退

が多い理由は何か確認されているのでしょうか。

○水道事業所 確かに年度当初でもございますけれども、時期的にもいろいろな他の工事もあったのかなというような推察はしております。ですので、このような参加結果になったかというふうに考えております。

○委員 今のに関連してですけれども、今回500万円以下ということで指名競争入札というような形にされたかと思うんですけれども、実際辞退が多かった理由がそれだけじゃないのかなというふうには私考えているんですよ。実際施工能力とかというので、マンホール、普通の水道管の設置とかというんだったらこちらの業者さんでもよろしいのかと思うんですけれども、マンホール設置ということになると、やっぱり土木関係の技術がないとなかなか設置できないというふうなところがあって、そういった技術力がない方を指名してしまっているんじゃないかなというふうな感じがしています。ですから、そういった場合には、町内にはこういった水道関係の業者さんがいらっしゃるかと思うんですけれども、500万円にこだわらず、一般競争入札に切り替えるとか、そういった形で広く入札をするというのが本来望ましいんじゃないかなというふうに思います。

○水道事業所 今回500万円まで指名競争入札の範囲が上がったということで、500万円を切る工事でしたので、下水道で考える3,000万円以下の条件を今回当てはめると町内業者となるものですから、町内業者であれば町内全者を指名するという考えで全者指名を行ったものでございますけれども、実際のところ、水道業者さんがマンホールとかを設置するというのは、やれないということではなく、あんまりやらないということで、辞退になったのかなと考えております。

あと、水道業者さんは民間工事なんかもやっておりますので、そちらのほうを考えながら入札の辞退ということになったのかなと思っておりました。ちょっとその辺は少し考えていきたいとは思っておりますけれども、今回ルールに基づいてやっておりましたので、そういった形になったものでございます。

○委員 今回の工事は下水管等の設置ということで、工事としてはシンプルなものですから、積算としては私は結構ぴったりくるのかなというふうなところは感じてはいるんですけれども、この入札額のほうを見ますと落札者以外のところが、落札額に対して10万とか15万ずつずれてくるような感じの、何でしょうね、微妙なずれ方が私は少し気持ち悪かったんですけれども、何か、そこで言っちゃいけないんですけれども、ほかのところは取らないような形の入札をしているような感じもちょっと感じてしまったんですけれども、この差が出た理由というの

は何か、そこら辺はご存じなんですか。

○水道事業所 差が出た細かい理由を業者さんにお伺いまではしてないんですけども、先ほどお話にもありました、ちょっと推測含みのところではあります、高落札率のお話について、物価高とか人件費が上がっているところがあると、やはり業者さんは、本当に昔でありますとかなり低いところで競争したという実態も確かにございましたが、今はやはり本当に1週間単位でまた上がったりと、我々の積算は毎月の単価更新とかをしていて、できるだけ物価高とかも追いかけるようなことはしているんですけども、やはり短いスパンで上がるということは、リスクで考えたときに業者さんはそれを踏まえて入札されるのかなというふうに考えております。そうすると、その上がり幅の考え方が業者さんで差が出ているので、このような結果になっているのかというふうに考えているところでございます。

○委員 また落札者さんですね。

○委員長 そうなんですね。

実はちょっと今回、一覧表を見ると落札者さんが落札している件数がやたら目立つということで、結果論といえば結果論なんですけれども、でもこういう結果、事実があると、痛くない腹をさぐられるんですよ。だから、その際に、そんなことないですよという理由をちゃんと理論武装をしておいたほうがいいかなという気がいたします。こういった入札に関する仕組みや基準にのっとって、そのとおりにやっていたらいいじゃないかということでは実は決してなくて、何かそういうちょっと疑いを持たれたりとか、公平性とか公正性に疑いを持たれる余地があるというケースが出てくるので、そういったことのないように、じゃあ今後どういうふうに変えていったらいいだろうかと。この入札監視委員会も実はそのために存在している。

皆さん規則どおりにやっているんですよ。だけれども、その裏側に、その規則を逆手に取って、規則がこうなっているんだから、だからうちはいつもこれで取れていると、こういう業者さんがいたりなんかすると、それはあまりよろしくない状態もあるという観点からやっていますので、その辺のところ気をつけていただければということでございます。

○委員 今のにちょっと関連してなんですけれども、以前ですと、ずっと昔の話ですけども、入札できる業者というのは公表していたというのがあって、今は談合とかの関係で、そういう業者は伏せるということになっているんですけども、実際指名競争入札という形になると、どこの業者がというのはもう限られてくるわけですよ。その中で誰がこの施工をできるかというのにも限られてくる。少数の者に限られるということになると、どうしてもそういうふうな疑いをかけられるというところがありますから、そのところを事務方がそういうふうにな

らないような入札の方法を考えるというの必要なこと。そういった中で、金額に限らず一般競争入札にすれば、どこの人が入ってくるかわからないわけですから、そうであればそういった疑いもかけられなくなるというふうに思いますので、そのところはやっぱり規則に縛られることなく、ちょっと臨機応変にやっていただければなというふうに思います。

○委員長 そうですね。まさしく私の言いたいこともそのようなことでございました。

あと何か、委員の方から質問ございませんか。

では、質問等がないようですので、本件については以上といたします。ありがとうございました。

では、次の3件目について説明をお願いいたします。

○水道事業所 それでは、審議番号3番についてご説明させていただきます。

業務名が上7工第020号樋ノ沢地内仕切弁設置工事でございます。

こちらが対象となった内容でございますけれども、高落札率となった要因及び積算価格の内容・妥当性の確認ということで、それをご報告するための案件になっております。

事業概要につきましては、昨年度、町内にあります自衛隊の反町分屯地の水道メーター交換をする際に、その近くにごございます仕切弁が不具合を起こしていることが確認されました。その仕切弁に不具合があったため、メーターの交換ができなかったことから、メーター交換を今後円滑にできるように、この止水栓の1か所を交換施工する内容となっております。

入札参加条件といたしましては、松島町に本店または請負契約について本店から委任された支店もしくは営業所を有している者であること、水道施設の総合評定値が800点未満の者であることとしまして、松島町に水道施設の入札参加資格登録をしている業者5者を全て選定しており、指名競争入札で発注しましたところ、5者のうち3者の入札参加者がございまして、入札を実施しております。

続きまして、高落札率となった要因でございますけれども、今回の工事では、工法及び材料とも特殊なものは使用しておらず、仕切弁1か所の施工のみというもので、小規模な工事でございますことから、これにつきましては価格的な値引き的なものをせず、町の予定価格に対して近い金額が出たのではないかなというふうに考えております。

続きまして、積算価格の内容・妥当性の確認でございますけれども、今回の工事の積算につきましては、官公庁でも採用しております水道事業実務必携と呼ばれております積算基準書を用いており、単価に関しましても宮城県の労務資材単価を使用しておりますので、こちらも積算価格の妥当性につきましては問題ないというふうに考えております。

審議番号3番の説明については以上となります。

○委員長 ありがとうございます。

ただいまの説明内容につきまして、ご質問等ありましたら、委員の皆様、お願いいたします。

○委員 今の説明で、特殊なものは使っていないということで、見積り等もそんなに高くなるわけでもなく、積算しやすい値段であったというような形で高落札につながったとお話いただきましたが、実際入札は2回行われたんですね。1回目の入札では全部設計額を上回っていたということでやり直したということで、なので99%になった理由は結局業者がいずれも予定価格よりも上回っていて、再度やり直し、つまり高過ぎたから皆さん少しずつ減らしていくという形で、ちょうどぴったり合ったのかなというふうな感じなので、逆に言えば積算のほう合っているのかなと。業者さんがいずれもオーバーしている金額で持ってきているので、もっと物価のほうが上がっているのにこちらのほうで対応できていないのかなという印象を受けたんですが、その辺はいかがでしょう。

○水道事業所 こちらは設計の内容を確認させていただきましたところ、確かに工種の中にあるストッパーの設置というところについて、少し上回った額があるなというところを把握したりと、この設計の内容でも業者さんが出してくる部分が少し高くなっているというのが見受けられているところはございます。ただ、こちらにつきましては、あくまで積算はその基準書にのっとり実施していた内容となっていましたので、ここにつきましてはまだ継続して内容を確認していく必要があるかなというふうに捉えております。

○委員 国とかそういうところの基準の金額に対して、世の中はもうちょっと高く上がっている場合もありますので、その辺はいろいろ情報交換しながら、対応していただきたいなと思います。

なので、先ほどちょっと気になったのは、積算がしやすかったから99%になったというような発言があったような気がしたので。

○水道事業所 すみません。

○委員 合わせていって、はまったような感じに見えたので、質問させていただきました。

○委員 今回、こちら指名競争入札ということで、5者が指名されているわけですが、審議番号2番の下7工第004号公共下水道初原準幹線築造工事については全8者を指名されている。この8者の中から5者を抽出した理由を教えてください。

○水道事業所 審議番号2番の工事につきましては下水のほうの内容でございましたが、今回は上水、水道のほうとなりますので、そこでこの5者に絞られている形になっておりまして、そ

の5者で全者ということにはなっております。

○委員 わかりました。

○委員 1回目の入札よりも第2回目の入札のほうがどの業者も安くはつけていますけれども、どこを工夫して安い価格を2回目はつけているのか。

○水道事業所 入札の1回目の見積書というのはもらっているんですけども、2回目に至った時の見積書というのはいただいておりますので、どこを削ったかというのはわかりませんが、実際実質的には直接工事費を削るということはあまり考えないと思うので、諸経費の部分で削って下げているというふうに見ておりました。

○委員長 金額的にも5、6万とかそのぐらいだから、要は自分たちのもうけを削って、ここまですりぎり、このくらいのもうけであればいいかなというところが出されたのかなというふうには一般的には思いますけれどもね。

結果的には競争がちゃんとはたらいたということで、特にこの案件については何も問題ないかなというような感じでしたかね。

わかりました。ありがとうございます。

では、次に4件目、委託になりますけれども、ご説明をよろしく願いいたします。

○水道事業所 それでは、審議番号4番になります。

業務名が上7委第160号二子屋浄水場発生土処分業務委託でございます。

審議の内容でございますけれども、高落札率となった要因及び積算価格の内容・妥当性、変更契約の理由・内容等の確認という案件となっております。

事業概要についてでございますが、町で持っております二子屋浄水場でございますけれども、こちらにあります施設で天日乾燥池というものがございまして。浄水の過程で出る土があるんですけども、こちらを敷きならしておくというところがございます。その天日乾燥池内で出ました発生土の処分業務として発注している事業概要となっております。

分量といたしましては、3.8トン処分するものとなっております。

入札参加条件になります。

今回の業務で発生する発生土は産業廃棄物に該当しますので、松島町に産業廃棄物収集運搬の入札参加資格登録があり、宮城県内に本店または支店もしくは営業所を有している者であること、本町におきまして当該業務の指名及び履行実績のある業者6者を全て選定し、指名競争入札で入札を実施しているものでございます。

続きまして、高落札となった要因でございます。

今回の業務委託につきましては、発生土を町が指定する産業廃棄物処分場に運搬することを目的とする比較的小規模な業務委託でございますことから、価格の状況から見て、値引きをせず、町の予定価格に対し近い金額が出てきたのではないかというふうに考えております。

積算価格の内容・妥当性の確認でございます。

今回の業務委託の積算につきましては、先ほどの審議内容と同様になってまいりますけれども、官公庁で採用しております水道事業実務必携と呼ばれている積算基準書を用いておりますので、発生土処分費などの単価につきましても一般的に市場価格として公表されている単価を用いておりますので、積算価格の妥当性については問題ないのではないかというふうに考えております。

変更契約の理由・内容についてでございます。

今回の変更契約につきましては、現場精査した結果といたしまして、先ほどご説明いたしました浄水の発生土処分量の変更は、実分量に基づいて減額変更となっております。その減額変更を実施したのとなっております。

詳細な変更内容といたしましては、当初計画、見込みの分量として6.2トンという分量を想定しておりましたが、現場で処分量につきまして測定した結果として3.8トンとなったことから、2.4トンの減額変更という内容となっております。

説明については以上となります。

○委員長 ありがとうございます。今の説明に対して委員の皆様方から質問等をお願いいたします。

○委員 積算の内容については、国とか県が定めている単価でというふうなお話でしたけれども、確かにそのとおりではあるんでしょうけれども、ただ、明細書を見ますと、発生土の運搬ですとか、土のう袋詰め作業ですとか、作業の項目としてこれが適切なのか、こういう項目で積算するべきなのかというところが、何か基準書とかに載っている項目になっているんですか。

○水道事業所 そうですね、大きい土のう袋のほうに詰め込みをして、処分場まで持つていくという内容となっております。やはり土砂運搬とかでございますと、ダンプトラックでの運搬というのが基本となっておりますので、こちらのほうが適していると思ひまして該当させている、それで取り扱っているという内容となっております。

○委員 数量が変更されて、それで減額になっているというようなことなんですけれども、実際その変更の内容を見ますと、どうしてそのようになったかということが理解できない内容になっているというふうに私は感じています。実際、土木世話役が2人が1人になって、あ

と計量器も2台が1台ですとか、そういうふうな、どういうふうな根拠でそれが減額になるのか。あと、袋詰め作業についても10人が5人に変更になっている。この数量でどうしてそのように変更になっているかというのが明確になっていないというか、理解できない。

あと諸経費率ですけれども、30%となっております。ところが、その後ろに140円とか137円とかとなっております。この諸経費率の計算についても、これが適正なのかどうかということがちょっと疑問に思っております。その辺についてご回答をお願いしたいんですけれども。

○水道事業所 単価のほうでございますけれども、確かにご指摘のとおりのところはあるかというふうに理解しておるんですけれども、実際工事をした際に、業者さんのほうからの実績を頂戴したところがありまして、今回その実績、実際に出たほうに合わせて、設計のほうも変更、実施に合わせたところはございました。

諸経費率につきましては、基本的には基準書のほうにのっとって取扱いをしていますので、これで問題ないかなというふうには考えております。

ただ、先ほどの世話役とかにつきましては、ご指摘について、考え方もちょっと検討しなければならぬかなというふうに今考えました。

○委員 まず処分量が当初6.2トンが実は3.8トンで済んだ、何でこんなに見積りの差が2.4トンも出たのというその理由。つまり、当初の見積りがかなりアバウトだったんじゃないかということもあるかと思うんですが、その辺はいかがでしょうか。

○水道事業所 当初は、天日乾燥池というのが5m×10mのプールがあり、プールの中に沈んで、堆積して行って、乾燥させて量を出すという形なんですけれども、その5m×10mのプールが2つあるんですけれども、厚さを大体測りまして、1.0ぐらいの比重で6.2m<sup>3</sup>と考えておりました。実際のところ、トンパックに詰めたあと処分場に持って行って、マニフェストをもらうんですけれども、そのマニフェストが3.8トンで出てきたという形になっております。ですから、堆積とトン数の割合がちょっとおかしいんですよ、おかしいんですけれども、運んだ量は確かにトンパックに詰めて、私も写真を見ていましたけれども、100平米に大体平均7cmぐらいの厚さはあったみたいだったんですけれども、その厚さで運んで、持っていったら、マニフェストが3.8トンで出てきたということで、トン数は7トンになりますけれども、マニフェスト量の処分量という形で変更しております。

あと、その作業を行った際なんですけれども、単価的には明細書にありますけれども土木世話役2人、あと作業員5人、土のうが13袋ということで計上していたんですが、そちらのほ

うも実際にこれは2日でそのぐらいの作業をするということだったんですけれども、1日で終わってしまったので、業者さんと話をさせていただいて、これは業者さんの努力なので、減工しては駄目なのかもわからないですけれども、減工させていただいたという形で、こういった変更設計になったものでございます。

○委員 この発生土というのでもうちょっと比重といいますか、重いのかなと思ったんですけれども、1.0という、ほとんど水と同じということですか。空気をいっぱい含んだ土というような状況なんですね。

○水道事業所 はい。

○委員 でもこれは初めから見積りの段階でわかっていたような感じなんですかね。比重は1.0ぐらいだということは。

○水道事業所 それで計算していたということです。締め固めとかしたわけではないので、載せていったということで考えれば、比重は少し軽めかということで、まずはそこから出発はしていたと。

○委員 私がちょっと気になったのは、この土量といいますか、汚泥量数量計算書をちょっと見させていただいたんですけれども、5m×10m、この絵ですね、上、真ん中、下というふうな3か所から測って、6cm、6cm、9cmみたいな形で測っているんですけれども、こんなにサンプリング数って少ないものなんですかね。私はとてもこの3か所だけで平均的な量を求めるのはちょっと少な過ぎるんじゃないかというふうに思っていて、せめて10か所とか、あるいは等間隔に何か所か、高さを測るだけですから、やったほうが良いと思います。それによってすごい誤差が減るのかなと思って見ていたんですけれども。

○水道事業所 それについてはおっしゃるとおりです。実際、すみません、私のほうで発注した際には、中央の3か所ずつ、2槽で6か所を刺して確認しまして、それを平均として出していたんですけれども、実際業者さんで精算のときには1つの槽で9か所測って、その上で出していますので、それについてはすみません、ご指摘のとおりでございます。

○委員 じゃあ以後はそれでやるということでもいいとは思うんですけれども、今回土量が6.2トンから3.8トンに減ったわけですよね。ちなみに、ないとは思うんですけれども、土量の量が減ったことによって、例えば会社で持っているダンプトラックのある・なしとか、そんなことで見積りが、つまり入札額がそれによって実は逆転したとかというのはないですよね。そういう条件によってですね。つまり5トン未満だったらうちで持っているトラックでできたからもっと安くできたのにとか、そこまではわからないですよね。やはり計算は正確にやって

いただければと思います。

○委員長 すみません、この業務というのは今回初めて、あるいは何年か前に同じ業務やっていると、あるんでしょうか。

○水道事業所 基本的には毎年やるんですけれども、昨年、その前の年かな、2年に1回やることもあります。溜まり具合でやっていますので、予算的には毎年予算を計上するという形になっております。

○委員長 だとするとそのときはどうだったんでしょうか。今と同じような測り方でやっていてあまり大きな問題はなくて、今回だけこんなに差が出たということなんでしょうか。

○水道事業所 以前の業務もちょっと確認したんですけれども、やっぱり以前も一応同様のような測り方で、ちょっと前になっていたのであまり確認が深くできていないんですけれども、基本、前はそこまで問題なかったように確認はしたんですけれども。今回は確かにちょっと数字の開きが大き過ぎるなというのは感じていたところでもございました。

○委員長 会計の世界で重要性というのがあるんですけれども、大体10%が重要性の基準です。重要性がないから、前の判断でいいんじゃないかということですね。やっぱりこれなんかでも、10%ぐらいだったら、重要性の観点からは軽微な差異と言えるかもしれないけれども、今回はもう、40%ぐらいになっていて、これはやっぱり重要性があるということになる。ということになれば、やはりこういったことがないように、今後は少し当初の見積りの仕方というんですかね、やっぱりそういう工夫が必要なんだろうなあと思いますけれども、いかがでしょうか。

○水道事業所 もう少し精度を高く把握できるような設計のほうに持っていけるように、内部でも整理したいと思います。

○委員 先ほど申し上げたとおり、積算の根拠というものをしっかりと持って、大体感覚的にこうなったからとか、業者さんの実績にというふうなのは、数量的にはそうなんですけれども、人工というものを業者の実績でやるということは積算上はないんですね。実際、人工というものは業者さんには公表していないものですから。それを、小さな業者さんがこの人工しか使わなかったからこれに変更したというのは、本来は積算としてはよろしくない。ですから、実際重さとして半分になったと。それで、作業として半分になったから、そういうふうに変更したんだというふうなことであれば私も納得できるんですけれども、業者さんに公表していないことをこちらで勝手に判断してやるというのは適切ではないというふうに思います。

そういうふうに行ったのであれば、明細書のトラック、クレーンの運転、8時間となってい

て、これが変わらないということになってはいますが、これも本来であればそういうふうなことであれば半分にするというふうなのがあってもいいのかなというふうに思います。ですから、しっかり理屈というか理由を明確にして積算してもらいたいというふうに思います。

○委員長 あと、何かございますか。大丈夫でしょうか。よろしいでしょうか。

では、質問等ないようですので、本件については以上といたします。どうもありがとうございました。ここで休憩をはさみたいと思います。

(休 憩)

○委員長 では、次の5番目の案件ですけれども、抽出理由を中心に説明をお願いいたします。

○教育課 それでは、指名競争入札で発注を行いました中7委第165号地域交流センター他清掃等業務委託について説明させていただきます。

事業概要から申し上げますが、事業場所は宮城郡松島町手樽字釜地前1-1、手樽地域交流センターほか3か所となっております。

事業期間は令和7年9月12日から令和8年3月20日までとなっております。

次に、資格要件等ではありますが、指名業者数は10者、入札参加者は9者となっております。

指名選定理由につきましては、2市3町及び仙台市に本店または支店、営業所を有している者で、近隣市町村で清掃業務の請負実績がある者としております。

手続の経過についてでございますが、指名通知日は8月26日に行い、入札日は9月11日、契約日は9月12日となっております。

次に金額等でございますが、全て税込みで、設計金額が97万9,000円、予定価格も同額となります。最低制限価格は48万9,500円、落札価格、契約金額が96万6,900円となり、落札率は99%となっております。

事業概要についてでございますが、教育委員会所管施設である勤労青少年ホーム、松島第一小学校体育館、手樽地域交流センター、松島東部地域交流センターの4施設におけます窓・床清掃及びワックス等の塗布を行う業務となっております。松島第一小学校の体育館についてはウレタン塗布ということになっております。

抽出理由についてでございますが、落札額が予定価格に近く、高落札となったということでのご審議をいただく内容となっております。

初めに、積算内容及びその妥当性についてになりますが、町が作成した設計書と入札参加業

者から提出された内訳書を比較しますと、施設ごとに金額の増減というのは見られます。これは、清掃方法や作業の手順、人員配置などで、各業者のノウハウ、効率化の考え方により違いがあるものでありまして、積算の考え方そのものに大きな乖離があるものではないのかなというふうに認識してございます。

また、入札調書をご覧いただきますと、設計額と同額あるいはそれに近い金額で入札している業者が複数あることが確認できます。

以上の点から、本件の設計額については一定の妥当性は有しているのかなというふうに考えております。

次に、高落札率となった要因についてになりますが、本件の予定価格算定に当たっては、予算要求時に3者から参考見積りを徴取して、そのうち安価な見積り額をもとに積算を行っておりますが、その後の入札時点において物価の上昇、人件費の高騰が進行しているということで、特に労務費の上昇価格が反映された結果、設計額に近い価格での入札が集中し、高落札率となったものというふうに認識しております。

以上で説明を終わります。

○委員長 ありがとうございます。ただいまの説明内容につきまして、委員の皆様、ご質問をお願いいたします。

○委員 今回の積算に当たって、参考見積りを取って決めたというふうなことですけれども、こちらの見積りを取得したのはいつであって、見積りの有効期限はいつだったか、教えてください。

○教育課 見積りを取ったのが一昨年(令和5年)の10月、予算要求時なので令和6年の10月になります。有効期限は、6か月程度であったと認識しております。

○委員 そうしますと、有効期限の切れた見積りをもとに積算したということになりますけれども。

○教育課 そうです。はい。

○委員 その後に見積りを取るというふうなことは考えなかったのでしょうか。これは実際、積算の手法としてはちょっと問題があるのかなというふうに思います。実際、落札者、9者応募者があって、一番低い方が落札してしまったわけですが、ほかの方を見ますと、一番高い方で倍以上の198万円というようなことです。あとはほとんどの方が約1.5倍ぐらいの130万円ぐらいということで、平均でも約135万円というふうな金額になっておりまして、これは実際の価格からちょっと乖離しているんじゃないかなというふうに思わざるを得な

い発注かなというふうに思います。このようなことになってしまった要因というのはどのようなところがあつたか、教えていただきたいです。

○教育課 我々の認識不足というか、改めてやはり物価高騰というものがあつたので、その辺を認識しながら再度進めなければいけなかったというところではあるんですけども、やはりその時点でそういった認識が不足していたのかなというふうに考えております。

○委員長 そうですね。清掃については、低入が問題だったんですよ、一時期は。ところが、もう人件費が中心ですけども上がっちゃって、ですから、常に直近の時価を把握しないと、適切な入札の積算価格が出てこないということは言えるかなと思いますね。

○委員 業務の内容に何か、松島の小学校の体育館のラインの塗装というのがあるんですが、それは清掃そのものというよりは床の補修ということに近いと思うんですけども、清掃業者って体育館の線を引く補修ぐらいはするものなんですか。そんなにはっきり価格に書かなくてもいいようなものなんですか。

○教育課 <sup>おくだい</sup>屋体でラインを引いたりとか、そういった清掃とかというのは、業者は多く実施しているところでもあるかなと思います。

○委員 特に落札した業者以外の業者はラインを引くのは苦手だから、高い価格をつけている、というわけではなくて。

○教育課 ある程度業者によって得意・不得意とかといったところは出てくる部分なのかなとは思いますが。

○委員長 全部自分でできるわけじゃないでしょうから、外注を使ってそのところはやるとか、そうやって受ける業者さんは工夫するでしょうと思いますけれども。

○委員 同じことになっちゃうかもしれませんけれども、先ほど他の委員のほうから指摘があつたように、積算のほうは問題ないというふうに初めはおっしゃっていましたが、落札者がもしこの金額じゃなかったら、入札2回目ということに当然なつたということで、やはり今人件費とかそちらのほうはかなり変わってきているということは認識していただいて、やっていただきたいというところが一つと、この金額で落札してしまったということは、逆にちょっと心配なところがありまして、本当に人件費が高騰している中で、ちゃんと作業員の方に払われたり、あるいはコストを下げるのであれば例えばワックスなんかの品質が下がっちゃったりとかしなければいいなと勝手に思っているんですけども、その辺の使うものとかは、ワックスだったらワックスの品質とかメーカーとか、そういったものというのは会社に一任しているわけじゃなくて、こちらのほうで指定したものを使うような形になっているんですか。

- 教育課 特記仕様書のほうでメーカーを指定しております。
- 委員 わかりました。ではそちらのほうは問題ないと。
- 教育課 はい。
- 委員 あとは人件費がちゃんと払われているか。
- 教育課 はい。
- 委員 わかりました。
- 委員長 最低賃金がもうどんどんと上がっていますから、少なくともそれを反映した積算をしないといけないというところもございますしね。
- 委員 今回、昨年度の単価ということで、実際予算がある中でのというようなこととなりますので、今後の予算要求に当たっても、物価上昇のところを見越していただいた予算要求をしていただいて、しっかり予算確保していただいた上でやっていただくというふうなことを心がけていただければあとと思います。
- 教育課 はい。
- 委員長 あと、何かございますでしょうか。
- では、質問がないようですので、この件については以上といたします。どうもありがとうございました。
- 委員長 では、次に第6件目、担当者、お願いいたします。
- 建設課 建設課になります。よろしく申し上げます。
- 審議事案6の説明をさせていただきます。
- 件名が管7委第070号地上デジタル放送無線共聴施設保守点検業務委託であります。
- 工期が令和7年4月17日から令和8年3月31日となっております、業種は映像提供です。
- 続きまして、業務概要を説明いたします。
- 本業務は、松島高城デジタルテレビ中継局から、難視聴地域である華園地区の地上デジタル放送の電波を再送信するため、受信点4か所と、受信点で受けた電波を難視聴区域へ送信する送信所7か所の無線共聴施設の保守点検、緊急保守、受信相談対応を行う業務でありまして、指名競争入札で実施しております。
- 指名の理由及び入札結果について説明いたします。
- 指名の理由は、松島町建設工事施行規則に基づく一般競争入札参加資格登録簿（通信設備）に登録されている者でありまして、宮城県内に本店または請負契約について本店から委任され

ている支店もしくは営業所を有している者、地上デジタル放送無線共聴施設の工事や点検の履行をした実績を有する者であります。

入札結果につきましては、指名した2者のうち、1者が技術者の配置が困難という理由で辞退されておりまして、1者で入札した結果、落札者が入札額75万9,000円、落札率50.62%で落札しております。

積算価格の内容につきましては、施設を運用して以降、同様の内容の業務であることから、過去の設計書の内容を参考に、労務価格等を令和7年度のものに単価構成して積算しております。

1者応札の要因については、本業務は地上デジタル放送無線共聴施設の保守点検と修理等の応急対応を実施するものです。修理等を行う場合は、電波法に基づく放送局の対応となることから、電気工事士等の資格だけではなく、施設整備の際に準じた陸上無線技術士2級以上やキャッチTVの技術者2級以上の資格を有している者でなければ請け負うことができません。また、保守点検を行う際や応急対応の際には、専門的な知識がなければ業務対応ができないため、特殊性がある業務となっております。そのため、本町の入札参加資格登録簿に登録し、宮城県内に本店または支店を有する業者の中では、2者のみが該当しておりまして、全者指名したところでは、

そのような状況の中で、入札会に先立ちまして1者から辞退の届出がありまして、1者入札となったものです。

低落札率となった要因ですが、落札額が低額だったことから、受注業者に聞き取りをいたしましたところ、受注業者の代表者が町内在住でありまして、かつ当該施設の対象区域に居住していることもあるため、地域貢献として可能な限り低価格で応札したと聞いております。

以上です。

○委員長 ご説明ありがとうございました。

ただいまの説明内容につきまして、委員の皆様、ご質問よろしくお願いたします。

○委員 もし私がこの会社の立場だったら、1者が辞退で、自分だけだとなったら、大体設計額というのは計算からわかるわけですよね。ですから、できれば私は130万円、120万円台で入札して、終わりたいと思っちゃうところが、低入札ということで、何をやっているんだろうか、会社に対して何をやっているんだろうと聞いていたら、そういう志があってやったということで、いいんですよね。ちょっと驚いていました。なので、逆に松島町のほうの設計額がちょっと大き過ぎたのか、会社のほうで何かやってしまったのかなというふうに思った

りしたんですけれども、取りあえず金額的には適正であるということは、会社のほうも理解しているし、今回はこの松島町にいるということで、恩返しというわけじゃないんですけれども、そういう気持ちでなったということでの低入というふうなことであれば、私も何も言うことはございませんということで、はい。

○委員 ちなみに、すみません、辞退した理由というのは。

○建設課 理由としましては技術者配置が難しいためということで、人員が不足しているという理由です。

○委員長 あと、この業務は今回初めて、それとも過去に何回かやられているんですか。

○建設課 この業務に関しては、地上デジタル放送を始めたときに事前の調査をしたとき、松島町内はこういった山があって、難視聴地域があるということで、発足当時から設置したものの保守を行っているということになっております。

○委員長 請け負っている会社は。

○建設課 当初は設置した業者さんが設置し、その後、保守を1者随契でずっとやってきたんですけれども、平成26年にもう1者さんが参入しまして2者でというふうに。今回、そのうち設置業者さんが本業務から撤退したという中で、新たに指名登録の中に今回辞退された別の業者さんが参入してきたので、2者で今回行ったところになっております。

○委員長 落札業者さんは何年前から。

○建設課 平成26年に参加して、その当時から松島のほうに参入してきております。

○委員長 そうですか。過去に今回の落札業者さんが取った実績なんかもあるんですか。

○建設課 ここ数年、あります。

○委員長 逆に辞退された業者さんは取っている、取っていない。

○建設課 今回初めて町の登録に入ったので、その中で参加条件の実績があることは確認してまして、そちらで2者を指名したような形になります。

ちょうどR7年度、8年度の入札参加資格登録の切替えの時期でして、前の業者さんが登録しなかったので、今回辞退された業者さんが新たに登録したという経緯です。

○委員 この業務は何年に一度とかというのはあるんですか。

○建設課 やはりこの施設が止まってしまうと、受益者は全部で720世帯ほどあるんですけれども、テレビが見れないというふうになってしまいますので、毎年点検のほうをさせてもらって、場合によっては、いろんな状況があるんですけれども、映らなくなってしまった場合には応急対応をしてもらっているところになります。

○委員 華園にあるアンテナから出ている。

○建設課 そうです。あそこは一番最初の高城の受信所として、キャッチして、あとは各地域に送信しているということになっております。

○委員 これに業者さんは何日間ぐらいかかるんでしょうか。場所があっちこっちに何か所かあるので、1日ではとても点検できないような気がするんですけども。

○建設課 点検的には数日で終わるんですが、応急対応もあるので、業務期間は取った日から年度いっぱいまでという形で対応してもらうような形の業務になります。

令和6年度ですと、3日間で、エリアを7地区に分けて調査しているようです。現在はまだ保守点検も兼ねているので、調査している最中で、冬期がまだありますので。

○委員長 大雪とかでその設備が何か、どこか木が倒れてとか、そのときには応急対応を何とかやらなきゃいけないという、そういったものがなければ、あとは機器の老朽化とかですかね、そういったものさえちゃんと見て、あとは接続とかを点検していけば、まあまあ大体、極端な話、何も起きなければ点検業務だけで終わるということもあり得るわけですよ。

○建設課 はい、そうなります。その場合、応急対応は最低何回かという部分を見ているので、そこに関しては、もしなければ変更みたいな形になります。

○委員長 そうなんですか。

○建設課 実際、実績としてなくなってしまうので。ただ、ゼロにはならなくて、やっぱり何回かというような対応をしてもらっております。

○委員長 そういうのも困りますね。よく雪なんか積もった場合、それを捨てる業務だとか、どのぐらい雪が降るかわからないからね。だから、出勤回数によって値段が違ってくるというのは当たり前だし、なかなか積算が難しい分野だだと思いますけれどもね。

あとは何か委員の皆様、ないでしょうか。

それでは、結構です。どうもありがとうございました。

○建設課 ありがとうございました。

○委員長 では、これで全ての案件が終了ということになりましたので、事務局へお返しします。

○事務局 委員長、ありがとうございました。

それでは、最後に委員長に本日の総括をお願いしたいと思います。よろしく願いいたします。

○委員長 それでは、まず委員の皆様、何か今日の案件についてのご意見、感想等をお願いいたします。

○委員 特に大きな問題はなさそうで、安心いたしました。ネットで検索すると、高落札率のものはほぼ談合というふうに書いているサイトもありまして、世間の人はそのようになっているか、それとも実際どうなんだろうと、ほかの市町村のことはよく存じないんですけれども、そんな中で納得する内容を聞けて、よかったですと思います。

○委員 今の物価高騰の折、また人件費も上がっている状況において、適切な積算がされていない状況においては、そういったものに対応できないというふうなことにもなりますので、最新の情報を取得していただいて、それで積算していただくと。適切な価格で落札していただくということが大切なのかなというふうに思います。

○委員 私もやっぱり積算の値がちょっと実際の現場と乖離しているような感じのところがあるという点が、特に人件費というところと、先ほどの土量の計算のところの測り方なども、ちゃんと見直していただいて、次回からちゃんと生かしていただけるような感じにさせていただきたいという点がメインということです。

○委員長 委員の皆様のご意見、以上ですけれども、あと私のほうからも今回、繰り返しになりますけれども、工事のほうですね、適切な入札方法をやっているとはいえ、結果的に一部の業者さんがかなり大量に受注する結果となっているので、それに対する、何でしょうかね、先ほど委員もおっしゃったように、高落札率だと何かあるんじゃないのと疑われるという状況になっていて、決してそんなことはないのだということを、またさらに理論武装をまずしていかないといけないかなというところ。

あとは、他の委員からもありましたけれども、積算根拠の適切性というのは、ちょっと今回ピックアップした案件についてそういったものが見られるので、今後はそういったことのないように気をつけていただきたいと思います。

総括については以上でございます。

○事務局 皆様、長時間お疲れさまでした。以上をもちまして入札監視委員会を終了させていただきます。本日はありがとうございました。

---

午前11時30分 閉会